

資料4

社会保障給付費の範囲について

1 日本における社会保障の規模を表す指標

日本で、現在使用されている社会保障の規模を表す指標には以下のようなものがある。

国民経済計算

内閣府が推計しているもので、国民経済計算体系(SNA)の基準に準拠したもの。その中で社会保障に関する支出は「社会給付」という項目であり、「病気・失業・退職・住宅・教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経常移転」と定義されている。「現金による社会保障給付」「年金基金による社会給付」「社会扶助給付」「無基金雇用者社会給付」「現物社会移転」、の五つに分類している。

社会保障関係費

国の一般会計予算における社会保障関係の経費をあらわしているもの。「年金医療介護保険給付費」「生活保護費」「社会福祉費」「保健衛生対策費」「雇用労災対策費」から成り、毎年度の予算編成とあわせて、財務省主計局が集計。給付費以外に施設整備費や事務費を含んでいる。

社会保障給付費

国立社会保障・人口問題研究所が、ILO基準に基づいて毎年推計・発表しているもの。給付費のみを含み、管理費等は給付総額には含まれない。

社会支出

国立社会保障・人口問題研究所が社会保障給付費統計の中で、参考としてOECD基準に基づいて毎年推計・発表しているもの。保健や積極的労働市場政策の分野については管理費等を含む。

社会保障関係総費用

総理府社会保障制度審議会事務局が集計・発表していたもので、ILO基準よりも対象となる制度の範囲が広い。給付費以外に施設整備費や事務費を含む。(平成9年度まで算出されていたが、現在は算出されていない)

(参考)日本の「社会保障関係総費用」における 社会保障概念とその区分

日本では、平成9年度まで、社会保障制度審議会の勧告等に基づき「社会保障関係総費用」を算出していたが、そこでは以下のような制度を社会保障としており、その中で「狭義の社会保障」「広義の社会保障」「社会保障関連制度」という分類が行われていた。

区分		制度内容
狭義の 社会保障	公的扶助	生活保護
	社会福祉	障害者、老人、児童、母子に対する福祉等
	社会保険	健康保険、年金保険、介護保険、雇用保険、共済組合等
	公衆衛生及び医療	結核、精神、感染症対策、保健所、上下水道施設等
	老人保健	老人医療等
広義の 社会保障	恩給	文官恩給、旧軍人遺族恩給等
	戦争犠牲者援護	戦没者遺族年金、原爆医療等
社会保障 関連制度	住宅等	第一種、第二種公営住宅建設等
	雇用(失業)対策	失業対策事業等

平成9年度社会保障関係総費用

第19表 平成9年度社会保障関係総費用(決算)(事項小分類、実収入、実支出の種類別)

(単位 百万円)

区	分	支			
		医療給付費	その他給付費	施設整備費	施設運営費
I	公的扶助	932,510	668,090	2,320	—
1	生活保護	932,510	668,090	2,320	—
II	身体的障害者福祉	51,197	1,441,517	482,434	83,878
2	知的障害者福祉	13,927	74,438	21,554	3,810
3	高齢者福祉	—	1,134	32,475	4,047
4	児童福祉	—	463,555	314,050	250
5	障害児等	22,505	122,720	55,257	15,444
6	児童虐待	10,463	204,285	6,419	38,083
7	児童養育	—	312,216	—	—
8	児童手当	—	149,366	317	3
9	母子生活支援	3,873	19,299	0	—
10	児童福祉	—	6,857	—	—
11	母子生活支援	—	36,992	766	—
12	母子生活支援	—	1,077	3,297	8,690
13	母子生活支援	—	2,382	—	—
14	母子生活支援	—	47,194	48,299	13,550
15	母子生活支援	—	47,194	48,299	13,550
III	社会福祉	14,093,849	38,248,697	354,437	87,194
IV	保健衛生及び医療	136,259	60,429	3,711,082	635,996
34	結核対策	12,819	829	31	—
35	精神衛生対策	52,533	—	9,067	10,661
36	感染症対策	329	192	—	0
37	伝染病予防	—	2,398	466	—
38	保健所	—	509	20,975	—
39	水道施設整備	—	—	550,827	—
40	下水道施設整備	—	—	534,064	—
41	下水道施設整備	—	—	2,273,421	—
42	下水道施設整備	31,214	50,802	—	—
43	公園整備	—	—	244,253	—
44	公園整備	2,198	2,824	—	579,924
45	公園整備	37,166	2,875	77,978	45,411
V	老人保健	9,816,877	13,990	23,697	0
46	医療費	9,723,247	—	20,979	—
47	医療費	93,630	13,990	2,717	—
狭義の社会保険(I~V)		25,030,632	40,432,724	4,573,969	807,068
VI	恩給	0	1,609,685	0	0
48	文庫	—	75,138	—	—
49	地方官公署	—	116,122	—	—
50	地方官公署	—	1,405,830	—	—
51	戦没者遺族の恩給	34,978	12,595	845	2,211
VII	戦没者遺族の恩給	—	308,124	—	—
52	戦没者遺族の恩給	—	191,901	—	—
53	戦没者遺族の恩給	230	975	—	—
54	戦没者遺族の恩給	34,742	114,709	845	2,211
55	戦没者遺族の恩給	6	539	—	—
広義の社会保険(VII)		25,065,610	42,350,539	4,574,814	809,279
VIII	住宅	0	0	1,084,852	0
56	公営住宅	—	—	975,700	—
57	公営住宅	—	—	0	—
58	公営住宅	—	—	109,063	—
59	公営住宅	—	—	90	—
IX	雇用	0	7,927	1,220	5,515
60	失業対策	—	—	—	—
61	失業対策	—	7,060	—	5,461
62	失業対策	—	867	180	54
63	失業対策	—	—	1,040	—
社会保険及び関連制度合計(I~IX)		25,065,610	42,358,459	5,680,886	814,794

(注) 老人保健拠出金の「III社会保険」と「V老人保健」での重複相当額は控除(実支出・実収入とも)して計上した。「III社会保険」の実支出の「その他」、「合計」欄の()内の数値は、老人保健拠出金を含めたものである。

事務費	その他	合計	入			
			国庫負担	地方負担	その他	合計
47,668	—	1,650,588	1,237,175	413,413	—	1,650,588
47,668	—	1,650,588	1,237,175	413,413	—	1,650,588
2,059,961	18,052	4,136,379	2,163,093	1,638,078	156,492	4,177,663
156,962	275	270,966	141,021	129,945	—	270,966
351,619	—	389,276	195,050	194,226	—	389,276
751,011	15,188	1,544,054	767,053	777,000	—	1,544,054
725,571	2,326	943,822	469,552	474,269	—	943,822
17,049	—	276,298	207,520	68,779	—	276,298
1,552	—	313,768	243,590	70,178	—	313,768
5,222	21	154,929	27,897	11,705	156,492	196,094
0	—	23,172	8,370	14,803	—	23,172
565	—	7,422	4,791	2,631	—	7,422
—	—	37,758	19,209	18,550	—	37,758
—	233	13,667	13,786	—	—	13,786
—	—	2,382	1,212	—	—	2,382
49,810	10	158,864	84,043	74,821	—	158,864
1,024,649	(7,706,829)	(61,515,655)	10,091,568	2,740,952	62,870,763	75,703,284
—	1,525,863	55,334,689	—	—	—	55,334,689
55,470	231	4,599,468	2,582,931	1,948,643	67,798	4,599,362
1,063	—	14,743	11,197	3,546	—	14,743
3,943	—	76,204	41,583	34,621	—	76,204
155	—	676	676	0	—	676
474	—	3,338	1,268	2,071	—	3,338
9,972	—	31,457	15,869	15,588	—	31,457
74	—	550,901	218,491	332,410	—	550,901
214	—	534,278	173,775	360,502	—	534,278
—	—	2,273,421	1,197,571	1,075,850	—	2,273,421
8,040	207	90,263	21,939	1,545	66,780	90,263
—	—	244,253	233,633	10,621	—	244,253
—	—	584,947	581,746	3,201	—	584,947
31,535	24	194,988	85,185	108,688	1,009	194,882
57,579	1,839	9,813,982	2,176,277	1,149,927	6,687,545	10,013,748
30,877	1,839	9,776,943	2,129,356	1,059,809	6,687,545	9,876,709
26,701	—	137,039	46,921	90,118	—	137,039
3,244,728	1,545,985	75,635,106	18,271,044	8,091,012	63,601,623	89,963,679
5,075	0	1,614,760	1,498,638	116,122	0	1,614,760
254	—	75,393	75,393	—	—	75,393
—	—	116,122	—	116,122	—	116,122
4,811	—	1,410,641	1,410,641	—	—	1,410,641
9	—	12,604	12,604	—	—	12,604
6,867	0	353,024	353,024	1,760	0	353,024
1,695	—	193,596	193,596	—	—	193,596
314	—	1,518	1,518	—	—	1,518
2,570	—	155,076	153,316	1,760	—	155,076
2,288	—	2,833	2,833	—	—	2,833
3,256,669	1,545,985	77,602,869	20,120,946	8,209,894	63,601,623	91,931,462
0	0	1,084,852	519,313	565,539	0	1,084,852
—	—	452,392	975,700	523,307	—	975,700
—	—	0	0	0	—	0
—	—	109,063	66,892	42,170	—	109,063
—	—	90	28	62	—	90
585	34,755	50,002	28,535	21,466	0	50,002
0	0	0	0	0	—	0
—	34,623	47,144	25,743	21,400	—	47,144
585	132	1,818	1,752	66	—	1,818
0	—	1,040	1,040	0	—	1,040
585	34,755	1,134,853	547,848	587,005	0	1,134,853
3,257,253	1,580,741	78,737,743	20,668,784	8,795,899	63,601,623	93,068,315

(注) 老人保健拠出金の「III社会保険」と「V老人保健」での重複相当額は控除(実支出・実収入とも)して計上した。「III社会保険」の実支出の「その他」、「合計」欄の()内の数値は、老人保健拠出金を含めたものである。

2. 日本の「社会保障給付費」統計について

○ 社会保障給付費統計は、1950年度の集計開始以来、ILO（国際労働機関）の調査基準に準拠しつつ、我が国の社会保障の規模や推移等を把握すること等を目的とし、60年にわたり公表されてきた。

○ 社会保障給付費とは、ILOが定めた基準に基づき定められるもので、9つのリスクやニーズの結果生じる困窮や欠乏の解消を目的とする社会保障制度によりもたらされるものであり、現金及び現物の給付に限られる。

保険料の徴収や給付を行う機関の職員の給与や事務所の運営経費等の管理費や施設整備費は、集計の対象ではあるが、社会保障給付費には含まれない。

○ 社会保障給付費は、国全体の社会保障の規模をあらゆる数値として、社会保障制度の評価や見直しの際の基本資料となるほか、社会保障の国際比較の基礎データとして活用されてきた。

○ 3部門[医療、年金、福祉その他(介護対策含む)]ごとの部門別社会保障給付費及び9機能[高齢、遺族、障害、労働災害、保健医療、家族、失業、住宅、生活保護その他]ごとの機能別社会保障給付費についても集計が行われている。

○ 児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用もILO基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

※ 地方の財政のみによるものであるが、公立保育所の運営費は含まれている。

(参考)ILOによる社会保障費用調査(第19次、1997年)における定義

ILOの「社会保障費用調査」においては、以下の3基準を満たす全ての制度における給付費を、「社会保障給付費」としている。

①【機能性】

制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

(1)高齡 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業
(8)住宅 (9)生活保護その他※

※「生活保護その他」とは、他の区分に含まれない社会的給付であり、具体的には生活保護の他に、災害救助関係給付や原爆被爆者への給付などが含まれる。

②【給付の根拠】

制度が法令によって定められ、それによって公的、準公的、もしくは独立の機関に特定の権利が付与されるか、あるいは責任が課せられるものであること。

③【給付管理の主体】

制度が法令によって定められた公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

3. 「社会保障給付費」の範囲 ①機能性

制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

- (1)高齡 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業
(8)住宅 (9)生活保護その他※

※「生活保護その他」とは、他の区分に含まれない社会的給付であり、具体的には生活保護の他に、災害救助関係給付や原爆被爆者への給付などが含まれる。

1 「リスクやニーズ」

リスクやニーズの種類	ILO定義
高齡	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象
保健医療	病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族(世帯)を支援するために提供される給付が対象
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象
住宅	住居費の援助目的で提供される給付
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象

(注)ILO定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。(出典)国立社会保障・人口問題研究所「平成20年度 社会保障給付費」

2 「給付」

現金給付と現物給付に区分される。提供される給付(=効果)が直接的に個人に帰属するものでなければ当該給付は「社会保障給付費」とはいえない。

In-kind benefits are goods and services provided directly to the recipients as well as in the form of cash reimbursements. Reimbursements require recipients to show evidence of expenditure (e.g. funeral costs, home care costs).

※「給付」とそれ以外の経費の性質

社会保障の支出は、その性質に応じて、以下のように区分することができる。

1. 給付費

【現金給付】

所得補填や所得補助、一時金、手当、その他の返済金や弁償金を除く現金の支給など、現金の形で支給されるもの。労働に対する対価(賃金やそれに付随する住宅手当など)は含まれない(ただし、就労できない期間に雇用主が支払う賃金相当給付は含まれる。)。さらに、給付対象者自身が費用を負担しているもの(例えば、医療保険の自己負担分)は含まれない。

【現物給付】

受給者に直接提供されるモノやサービス、又はサービスに対する費用補填。費用補填については、受給者はその出費の事実を示す事が求められる(例えば、埋葬費や在宅介護費など)。

2. 管理費

人件費

その他の管理費

3. 施設整備費

これらは「給付費」には含まれない。

社会保障給付費を考慮する際には、管理費や施設整備費を給付費と分離して考えることが必要。

※ なお、給付ではなく財源の面から考えれば、社会保障の財源としては、公費(義務、任意)、保険料(義務、任意)、積立金があると考えられる。

3. 「社会保障給付費」の範囲 ②給付の根拠

ILOの基準によれば、社会保障給付は、「制度が法令によって定められ、それによって公的、準公的、もしくは独立の機関に特定の権利が付与されるか、あるいは責任が課せられるものである」必要がある。

They must have been set up by legislation which attributes specified right to, or which imposes specified obligations on, a public, semi-public or autonomous body

※ 各種給付の位置づけには、法律、その他を根拠とするもの、義務規定、努力義務規定、いわゆる「できる規定」を根拠とするもの、費用負担について義務的性質の強い負担金、それ以外の補助金 などの違いが考えられる。

3. 「社会保障給付費」の範囲 ③給付管理の主体

ILOの基準によれば、社会保障給付は、「制度が法令によって定められた公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること」が必要である。

They should be administered by a public, semi-public or autonomous body which has been set up by legislation;
They can be a private body which has been commissioned to execute legally defined obligations.

※ 現在、日本の社会保障給付費統計に含まれている給付を管理する主体としては、国や地方公共団体のほか独立行政法人、健康保険組合、厚生年金基金等が含まれている。

(参考)ILOによる社会保障費用調査(第19次)における 社会保障の例

主要な3条件を前提として、具体的にはILOによる調査においては以下のような制度が含まれるとされている。

- Compulsory and voluntary social insurance schemes (強制加入及び任意加入の社会保険)
→ 国民年金、厚生年金、医療保険制度、厚生年金基金など
- Special schemes for public employees (特に公務員を対象とした制度)
→ 各種共済組合
- Employment injury schemes and employer liability in respect of employment injury
(被用者の労災事故に関する雇用者の責務及び労災保険制度) → 労働者災害補償保険など
- Family benefit schemes (家族給付) → 子ども手当など
- Unemployment schemes (失業給付) → 雇用保険など
- Public social assistance (生活保護給付) → 生活保護制度
- Universal non-contributory schemes (ユニバーサルな非拠出型の制度)
- National health services and health services provided by “mutuelles”
(国家による医療保健サービス、もしくは保険組合によって提供される医療保健サービス)
- Industrial and occupational schemes or schemes and arrangements established by agreements between employers and workers within the framework of section 4.1
(特定の職種に設けられた制度、もしくは労使間で合意された結果確立された制度。ただし主要な3条件を満たすものに限る)
- Provident funds (プロビデント基金(従業員退職金準備制度))

(参考) ILOによる社会保障費用調査(第19次)における 「社会保障給付でないもの」の例

一方で、ILOによる調査においては以下のような制度は調査対象として含まれないとされている。

- Individual insurance schemes (個人保険、個人年金)
- Non-statutory welfare funds of establishments or occupational organizations (行政または職業団体における福祉基金であるが、法的な根拠のないもの)
- Group insurance schemes (団体保険)
- Mutual benefit societies (共済・互助組合)
- Private assistance and charity (私的な援助やチャリティー)

※ なお各制度における管理費(Administrative Expenditure)は、ILO調査では社会保障給付には含まれない。

出典 : The Cost of Social Security 19th international Inquiry (ILO)